

1. 件名：「美浜発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（４）、高浜発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（４）及び大飯発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（４）」

2. 日時：令和２年４月２７日（月）１４時００分～１４時３５分

3. 場所：原子力規制庁９階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任安全審査官、中村主任安全審査官、永井主任安全審査官

関西電力株式会社（テレビ会議システムによる出席）：

土木建築室 地震津波評価グループ チーフマネジャー 他３名

5. 要旨

(1) 関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から、令和元年９月２６日に申請のあった、美浜発電所３号炉、高浜発電所１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉並びに大飯発電所３号炉及び４号炉の設置変更許可申請のうち、火山影響評価（大山火山の大山生竹テフラによる降下火砕物の堆積量）のコメント回答について、本年４月２０日に提出された資料に基づき、説明があった。

(2) 原子力規制庁から、以下の事項について事実確認をした。

- ① 大山による降下火砕物シミュレーションのうち、標高を一律としたシミュレーション実施時の詳細な標高設定と当該シミュレーションを実施する考え方について
- ② 各発電所の層厚設定に当たっての考え方について

(3) 関西電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

- ① 標高を一律としたのは、給源である大山及びその周辺を除いてであり、資料に示す通りの値とした。大山及びその周辺については実際の地形を考慮している。また、当該シミュレーションは標高の違いにより越畑地点の層厚がどれほど影響を受けるかを見るためである。
- ② 上記①を踏まえ、標高が越畑地点に比べて低い各発電所においては、越畑地点に相当する標高（428m）に堆積する量が少なくなると考えられることから、現在の設定値が妥当であるとしている。

6. 説明資料：本年4月20日電子提出にて受領

- ・美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直し】に係る審査における主な指摘事項への対応について（関西電力）
- ・美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請
【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】
- ・美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請
【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】

-資料集-